

熊本県財産条例の一部改正に伴う取扱いについて

平成4年1月6日 管第422号
各財産管理分掌者、教育長、警察本部長あて
総務部長通達

改正 平成9年12月8日 管第411号、平成25年3月5日 管第624号

熊本県財産条例の一部を改正する条例（平成3年条例第46号）が平成4年4月1日から施行されることに伴い、その取扱いについて下記のとおり定めましたので、今後の取扱いについては、適切に処理されるようお願いいたします。

なお、電柱類に電線類を架設する場合（電柱共架）の取扱いについては、別途通知します。
記

1 熊本県財産条例第7条ただし書関係

行政財産の目的外使用許可に伴う使用料の額は、条例第7条に基づき台帳価格を基に算出することとしていますが、本文に規定する使用料の額によることが著しく不相当と認められる場合の例外規定は、次に定めるとおり東京都に所在する行政財産についてのみ適用することとします。

東京都に所在する行政財産に係る使用料の額については、これまでの取扱いのとおりその使用の目的、様態等を考慮し、当該行政財産の近傍類似の施設の使用料を勘案して別に定めることができるものとします。

2 土地・建物以外の「その他」の行政財産の使用許可（第7条、別表関係）

土地・建物以外の「その他」の行政財産として、工作物等についても使用許可ができるものとし、使用料の額については、使用許可の申請があった場合に、総務部長と協議し、その使用許可の態様等を勘案して個々に決定することとします。

3 土地・建物の使用料の額の算出に係る端数関係

土地

「使用させる部分の面積を乗じて当該土地の面積で除して得た額」

建物

「使用させる部分の延べ面積を乗じて当該建物の延べ面積で除して得た額」とし、従来小数第4位まで計算していたものを分数計算でできることとしました。（計算例参照のこと）

なお、昭和53年3月30日付け管第302号総務部長通知は廃止します。

{計算例1}

平成29年9月取得した土地の一部を使用させる場合

(山鹿市 更地 商業地域)

敷地面積 3,193.38 m²

許可面積 270.74 m²

台帳価格 102,842,478円 (評価年度令和○年度)

$$102,842,478 \times \frac{4}{100} \times \frac{271}{3,194}$$

$$= 349,033 \text{ (円、年額)}$$

{計算例2}

{計算例1} のケースについて、消費税法施行令第8条に該当する場合

使用期間 18日間

$$349,033 \times \frac{18}{365} = 17,212 \text{ 円}$$

$$17,212 \times \frac{110}{100} = 18,933 \text{ 円}$$

{計算例3}

平成29年9月に土地を取得し、翌30年10月31日に建築した総合庁舎の一部を使用させる場合

(菊池市 敷地 第二種住居専用地域 鉄筋コンクリート造 事務所建)

敷地面積 11,630.47 m²

土地台帳価格 469,576,144円 (評価年度令和元年度)

建物延べ面積 2,634.73 m²

建て面積 896.55 m²

建物台帳価格 332,099,892円 (評価年度令和元年度)

建物許可面積 42.75 m²

$$\left[332,099,892 \times \frac{7}{100} + 469,576,144 \times \frac{4}{100} \times \frac{897}{11,631} \right] \times \frac{43}{2,635}$$

$$= (23,246,992 + 1,448,576) \times \frac{43}{2,635}$$

$$= 403,001$$

$$= 403,001 \times \frac{110}{100} = 443,301 \text{ (円、年額)}$$